



「車両ドアのベルトラインモール」事件
(知財高判令和5年7月25日 令和4年(行ケ)第10111号¹⁾)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、進歩性判断が争点となった事例。
(2) 特許庁の審決においては容易に想到し得ないとされた相違点に係る構成について、当業者が適宜なし得る設計的事項であると判断し、本件発明の進歩性を否定した(特許庁審決を取消)。

対象特許(特許第6062746号²⁾)

【請求項1】

車両ドアに装着されるベルトラインモールであって、
ベルトラインモールはドアガラス昇降部からドアフレームの表面にわたって延在するモール本体部と、
当該モール本体部の上部から内側下方に折り返したステップ断面形状部を有し、
前記ステップ断面形状部は、ドアガラスに摺接する水切りリップを有するとともに前記モール本体部の上部から下に向けて折り返した縦フランジ部と、当該縦フランジ部の下部から内側方向にほぼ水平に延びる段差部と、前記段差部の端部より下側に延在させた引掛けフランジ部を有し、
・・・(略)・・・

【発明の効果】

【0009】

本発明に係るベルトラインモールは、モール本体部の上部から下に折り返した縦フランジ部を有し、ドアフレームの表面に位置する部分は縦フランジ部を残して、水切りリップや引掛けフランジ部を切除できるようにしたので、モール本体部と縦フランジ部とで略C断面形状を形成しつつ断面剛性を確保したので、ベルトラインモールの端末部に別物品としてのエンドキャップを取り付けることができる。

また、縦フランジ部の下部側に引掛けフランジ部を有する、ステップ断面形状に形成したので、水切りリップとこの水切りリップの外側の側面をサブリップで押圧するように二重リップ構造とすることもでき、このように二重リップ構造にすると段差凹部に埃等がたまるのを防止するだけでなく、ドアガラスに対するシール性が向上する。

相違点

本件で争点となった相違点1の内容は、次表のとおり。

本件特許	甲1発明 ³⁾ 特公平2-11419号公報
「段差部」が「ほぼ水平」に延びる。	「段差部」が「やや下方」に延びる。

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6004

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-6062746/C0D5149C292129B5A5B4C3E750065595497B4BA46F70410FC92F1E496E44FEF5/15/ja>

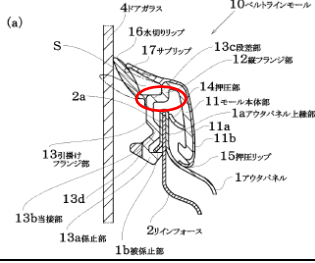
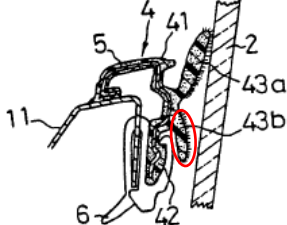
³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-S58-156133/60D43DF55CE8CAC1736C6CF1818C3E24410C098E75FEF6B0D8DFCB49FCD33DBE/10/ja>

裁判所の判断

裁判所（知財高裁）は、①本件明細書には段差部が「ほぼ水平に」延びることについての技術的意義についての記載はなく、本件発明1において段差部が「ほぼ水平」に延びても「やや下方」に延びても本件発明の作用効果に影響しないこと、②甲1発明1についても、段差部が「やや下方に」延びることについて何らかの技術的意義があるとは認められないことからすると、甲1発明1において、「やや下方に」延びる段差部を「ほぼ水平に」変更することは当業者が適宜なし得る設計的事項であり、容易に想到できたものと認めるのが相当であると判断した。

コメント

本件発明における「ほぼ水平に延びる段差部」の構成は、審査過程において指摘された引例拒絶を解消するために導入されたものである。なお、出願時の明細書には「ほぼ水平」の文言はなく、補正の根拠は図面の記載のみであった。

本件特許	審査過程における引用文献1 ⁴ 特開昭63-31818号公報
	
「ほぼ水平に延びる段差部」あり。	「段差部」なし。

審査過程においては、引用文献に「段差部」が存在しないことを指摘することにより、引例拒絶を解消することに成功した。その後の無効審判において、「段差部」が存在する先行技術が提示された結果、その延びる方向の違い（「ほぼ水平」か「やや下方」か）に焦点が絞られ、知財高裁においては「設計的事項である」と判断された。

進歩性判断において、本件発明の有利な効果は、進歩性が肯定される方向に働く要素となり得る。仮に、「段差部が『ほぼ水平に』延びることについての技術的意義」が本件明細書に記載されていれば、進歩性判断において考慮され得る。たとえば、「ほぼ水平」に延びることが、本件発明の効果である「シール性の向上」に繋がるものであり、そのメカニズムが明細書に示されていたとすれば、進歩性判断において有利に作用する可能性がある。

他方、発明の効果を具体的に記載し過ぎると、技術的範囲の解釈において限定解釈の要因になり得る。出願時には請求項に明記せず、後々の減縮補正において導入し得る構成について何らかの技術的意義を示す場合には、「発明の効果」としてではなく、あくまで実施の形態における一例による作用効果として記載することで、限定解釈のリスクを低減することができる。

裁判所は、甲1発明において「段差部が『やや下方に』延びることについて何らかの技術的意義があるとは認められない」という点も考慮した。仮に、段差部が「やや下方」に延びることが甲1発明の目的を達するために必要なものであれば、それを「ほぼ水平」に延びるように改変することは容易に想到し得ないという反論の根拠になり得る。

キーワード 特許、進歩性（29条2項）、設計的事項、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 高橋 智洋

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。

⁴ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-S61-175899/25D58C9833E43FEBB7A487E23A6BDEA02D7AC290BE6589AA520B94ECF16BC317/10/ja>